

薬生食輸発0721第1号
令和5年7月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パラグアイ産ごまの種子のカルバリル)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年7月20日付け薬生食輸発0720第1号)により通知したところである。
今般、パラグアイ産ごまの種子のカルバリルについて、パラグアイ政府から、残留農薬に係る対策が図られたとして報告があったことから、同通知の別添1を下記のとおり、別添2の2を別紙のとおり改正し、別表28を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出されたごまの種子を除く。	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。

を削除する。